

(電子入札用)

工 事 設 計 書

工 事 名 令和8年度

公共下水道三山木七瀬川地区管路改築更新工事

<工事設計書一覧>

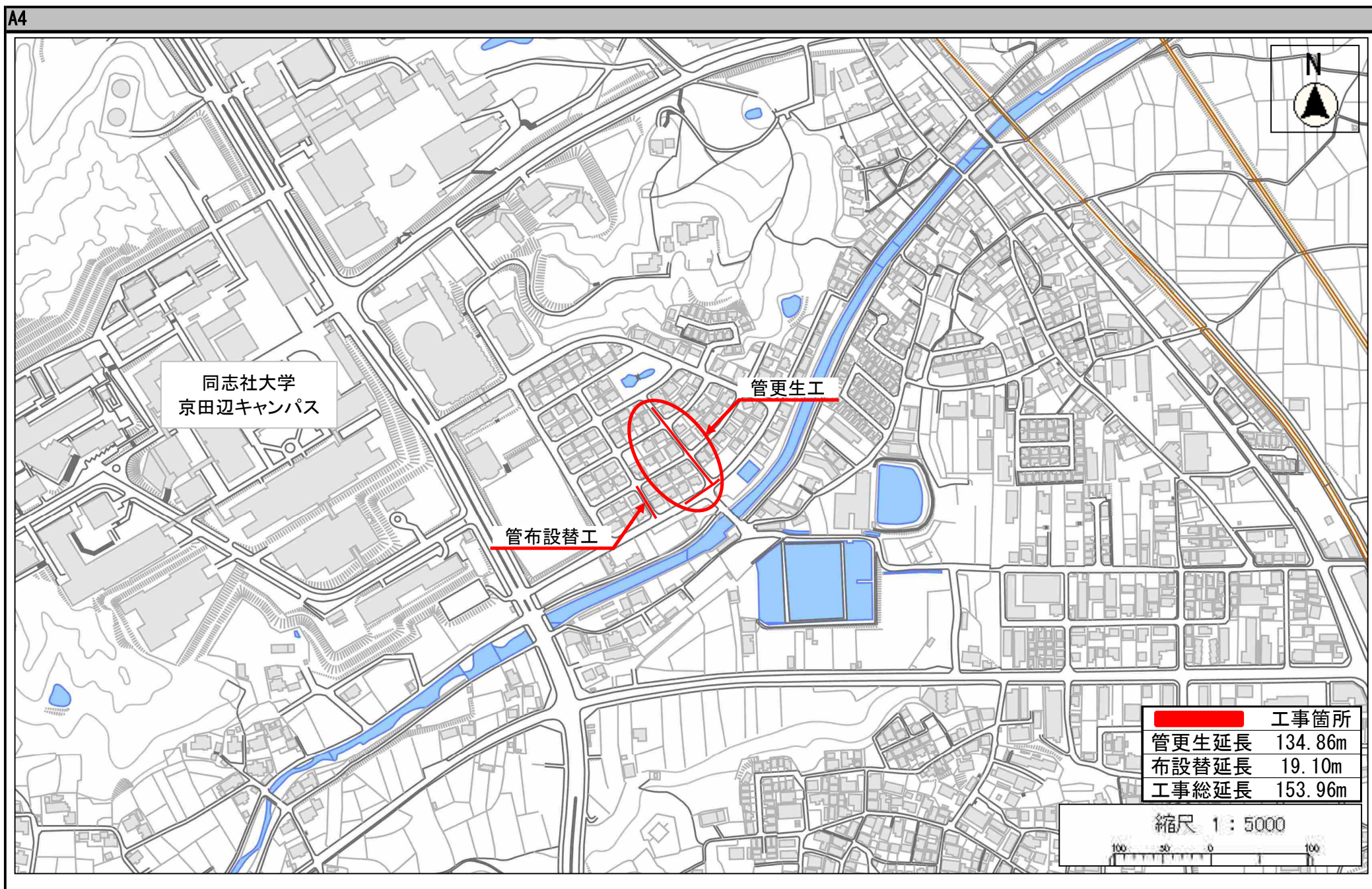
設計図書	○	特記仕様書
	○	質問書
	○	図面
参考資料	○	金抜き設計書
	○	積算参考資料

※○印は公表図書

<入札時の工事費内訳書記載項目の範囲>

金抜き設計書の本工事費内訳書
内訳書

材料費、労務費、法定福利費、
安全衛生経費及び建退共掛金



特記仕様書

【令和８年７月１５日改正】

工 事 名 : 令和８年度 公共下水道三山木七瀬川地区管路改築更新工事
 工 事 場 所 : 京田辺市 三山木 地内
 工 期 : 契約日の翌日から令和９年３月１５日

1 総則		
1-1	総則	1 本工事は、「土木工事共通仕様書（案）」（令和６年４月、京都府）（以下「共通仕様書」という。）、土木請負工事必携（令和８年４月、京都府）及び土木工事施工管理基準（平成２９年９月、京都府）により施工すること。 2 本工事は、工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）（京都府）（平成２９年９月）を準用するものとする。
1-2	施工方法等	仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めのある場合並びに、本工事の数量変更による場合を除き変更の対象としない。
1-3	設計図書の照査	本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、監督職員に確認できる資料を書面により提出するものとする。
1-4	施工体制台帳の提出	受注者は、法令に従い、施工体制台帳（下請負契約書添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。 なお、工事請負代金額が１５０万円以上の場合は、施工体制台帳に京田辺市暴力団排除条例第１２条で定める誓約書の写しを添付すること。
1-5	建設業退職金共済制度の普及	1 工事請負契約書を締結したときは、当該工事で雇用する建設労働者にかかる必要な勤労者退職金共済機構の証紙を購入することとし、その発注者用掛金収納書を提出すること。 2 なお、受注者は、工事完成時に建退共運営実績報告書を提出すること。
1-7	技術者の配置	本工事に係る技術者（現場代理人、主任技術者又は監理技術者等）の配置については、「建設工事と技術者の配置について」（京田辺市ホームページ掲載）によるものとする。
1-8	工事カルテ 作成・登録	受注者は、工事請負代金が５００万円以上の工事については、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事成績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日・日曜日・祝日等を除き１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日・日曜日・祝日等を除き１０日以内に、完成時は工事完成後１０日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。また、登録完了後は「登録内容確認書」の１部を監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が１０日に満たない場合は、変更時の提出を省略出来るものとする。
1-9	週休２日制工事	本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、完全週休２日に取り組む工事である。 週休２日制工事の実施は、「京田辺市上下水道部週休２日制工事実施要領（令和８年７月改定）」に基づき実施すること。 (HP : https://www.city.kyotanabe.lg.jp/0000022216.html)
1-10	建設現場一斉閉所	受注者は、近畿地方整備局管内で実施する、毎月第２・第４土曜日の建設現場一斉閉所に取り組むものとする。 また、毎月第２・第４土曜日の現場閉所状況について、履行報告書により報告すること。 なお、現場の閉所が行えない場合においても、成績評定で減点は行わない。
1-13	ウィークリースタンス	本工事は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあつては、「京田辺市ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。
1-14	熱中症対策	1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。 2 受注者は現場管理費の補正を希望する場合は、監督職員に試行の実施希望を伝え、施工計画書に本試行工事の工事期間における真夏日の計測箇所を明示すること。 3 本試行は「京田辺市熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき実施すること。 4 本試行を適用した場合は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算したうえで、設計変更を行う。

2 材料及び施工

2-2	再生材の利用について	本工事については、下表のとおり再生資材を使用するものとする。ただし、再生材工場の都合により下記の再生資材の使用が困難な場合については、監督職員と協議のうえ新材とすることができる。なお、再生資材を使用する場合は、下記により品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。 1 下表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は品質等は「舗装再生便覧」によるものとする。 2 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は品質等は、「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別品質基準」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。 3 再生骨材は、木屑・紙・プラスチック・れんが等混入物を有害量含んではない。 <table><tr><th>材 名</th><th>規 格</th><th>用 途</th><th>備 考</th></tr><tr><td>再生クラッシャーラン</td><td>RC-40</td><td>下層路盤 構造物の基礎</td><td></td></tr><tr><td>再生粒度調整碎石</td><td>RM-30</td><td>上層路盤</td><td></td></tr><tr><td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>密粒度As</td><td>表層</td><td></td></tr></table>	材 名	規 格	用 途	備 考	再生クラッシャーラン	RC-40	下層路盤 構造物の基礎		再生粒度調整碎石	RM-30	上層路盤		再生加熱アスファルト混合物	密粒度As	表層	
材 名	規 格	用 途	備 考															
再生クラッシャーラン	RC-40	下層路盤 構造物の基礎																
再生粒度調整碎石	RM-30	上層路盤																
再生加熱アスファルト混合物	密粒度As	表層																
2-3	流用土の利用	本工事に使用する埋戻し、盛土材については、本工事の掘削土を利用する。 ただし、やむを得ない事情等により上記によりがたい場合は、監督職員と協議の上指示によるものとし、設計変更の対象とする。また、土量の確認方法については、監督職員と協議すること。																
2-5	土工	受注者は、設計図書における土及び岩の分類境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。 2 調達検討資材は下表を想定している。これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th colspan="3">調達検討資材</th></tr><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>備考</th></tr><tr><td>更生材料</td><td>2 5 0 mm</td><td></td></tr></table>	調達検討資材			資材名	規格	備考	更生材料	2 5 0 mm								
調達検討資材																		
資材名	規格	備考																
更生材料	2 5 0 mm																	
3 施工計画書																		
3-1	施工計画書	共通仕様書 1－1－1－4 に規定する施工計画書を工事着手前に提出すること。また、変更があればその都度変更計画書を提出しなければならない。 ただし、軽微な変更（工期や数量のみの変更等）の場合、変更施工計画書を省略出来るものとする。																
5 工事の着手																		
5-3	事前調査	工事着手前に土地所有者立会のうえ、井戸及び隣接家屋等の写真を撮り、後日問題の生じないようにすること。なお、工事に伴い隣接家屋等に損害を与えた場合は、受注者の責任において対処すること。																
8 工事現場発生品																		
8-2	発生土処分(自由処分)	本工事による発生土は、自由処分とする。なお、施工に際しては、別に定めた様式により、事前に施工計画書に含めて「残土処理計画書」を事後に「残土処理報告書」を監督職員へ提出すること。 令和 8 年度処分地費用 3, 2 8 0 円／㎡ 運搬距離は一律 8 kmとする。																

8-3	建設廃棄物の処理	コンクリート塊及びアスファルトコンクリート塊で、埋戻し等に流用出来ないものについては、受注者による「再生資源処理施設」への搬出処理とする。 施工に際しては、別に定めた様式により、事前に「廃棄物処理計画書」（産業廃棄物処理委託契約書写し及び処理業者の許可書写し添付）を施工計画書に含め提出し、事後に「廃棄物処理報告書」を監督職員へ提出すること。 また、「産業廃棄物管理表」（マニフェスト）により適正な処理を行うこと。 なお、数量の増減による場合を除き、設計変更は行わない。 （産業廃棄物税） 平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設について課税されるものである。 また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。 なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。
		舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。 ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、産業廃棄物の排出業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。 なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。
8-4	再資源化利用促進	（再生資源利用計画） 「土木工事共通仕様書（案）1-1-1-21建設副産物 4. 再生資源利用計画」については、下記のとおり読み替えるものとする。 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 （再生資源利用促進計画） 「土木工事共通仕様書（案）1-1-1-21建設副産物 5. 再生資源利用促進計画」については、下記のとおり読み替えるものとする。 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含めて監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 （計画書及び実施書の様式及び保管） 「土木工事共通仕様書（案）1-1-1-21建設副産物 8. 計画書及び実施書の様式及び保管」については、下記のとおり読み替えるものとする。 ○国土交通省ホームページ公開場所 「再生資源利用〔促進〕計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm 掲載の再生資源利用〔促進〕（計画書・実施書）（EXCEL形式）を使用し、自社で工事完成後5年間保管し、計画書1部、実施書1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見えやすい場所に掲示する。（建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、実施書1部を提出するものとする。）

8-8	特定建設資材の分別解体・再資源化等	本工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 積算条件は以下のとおりであるが、数量の増減による場合を除き、設計変更は行わない。 なお、請負契約締結時に別添「法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面」を提出し、監督職員の確認を受けること。 1 分別解体の方法(発注者積算) <table><tr><td rowspan="7">工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法</td><td>工 程</td><td>作業内容</td><td>分別解体の方法</td></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 ☒有 ☐無</td><td>☐手作業 ☒手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ☒有 ☐無</td><td>☐手作業 ☒手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他 (As、Co)</td><td>その他の工事 ☒有 ☐無</td><td>☐手作業 ☒手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> (受注者「契約書 別添」記載内容) 2 解体工事に要する費用 ・全ての建設資材についての解体工事費用 ・分別解体費用＋積み込み費用 ・直工ベース（税抜き） 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 ・特定建設資材の搬出先 ・各品目毎に記載 4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 ・特定建設資材の処分費運搬費 ・直工ベース（税抜き）			工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容	分別解体の方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	⑥その他 (As、Co)	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用			
		工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容		分別解体の方法																							
①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																										
②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用																										
③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																										
④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用																										
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																										
⑥その他 (As、Co)	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用																										
9 工事材料の品質																													
9-1	品質証明書等	受注者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用のあたっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。 <table><tr><td>区 分</td><td>確 認 材 料 名</td><td>適 用</td></tr><tr><td>管きょ更生材料</td><td>管更生特記仕様書による</td><td></td></tr></table>			区 分	確 認 材 料 名	適 用	管きょ更生材料	管更生特記仕様書による																				
区 分	確 認 材 料 名	適 用																											
管きょ更生材料	管更生特記仕様書による																												

1 0 監督員による検査及び立会い等

10-1	段階確認(立会)	受注者は、共通仕様書に定めるもののほか、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。			
		種 別	細 別	確認時期・項目	備 考
		材料検収		監督員が指示した材料の納品時	
		その他監督員が指示する工種			
10-2	段階確認(立会)	受注者は、共通仕様書に示す各種別及び監督職員の指示した種別等の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。			
10-3	立会(粘性土)	受注者は、掘削等により生じた建設発生土について、粘性土が確認された場合は、監督職員と立会・協議の上、処分等について、監督職員の指示によるものとする。			
1 1 随時検査					
11-1	随時検査	1 受注者は、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、随時検査を受けなければならない。 2 随時検査は、監督職員が指示した段階までの検査日までに完成した出来形部分について、技術的確認は行うが、給付の対象としない。 3 随時検査は、監督職員が指示した段階までの検査日までに完成した出来形部分を対象として、次の各号に掲げる検査を行う。 (1) 工事の出来形部分に対する管理状況(形状、寸法、精度、数量、品質及び出来映え) (2) 写真、打合せ記録及びその他書類。			
		工 種	種 別	検査時期・項目	備 考
		完成下検査		社内検査完了時	
1 3 施工管理					
13-1	出来形管理	受注者は、出来形及び出来形数量を算出し、その結果を監督職員の指示した期日までに提出すること。			
13-2	品質管理	本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、下表及び監督職員の指示により実施すること。 なお、品質管理試験結果を速やかに監督職員に提出し、承諾を得ること。			
		工 種	種 別	試験項目	試験頻度
		管更生特記仕様書による			
13-3	品質・出来形の規格値	品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるが、次の工種については、下表のとおりとする。			
		管理種別	工 種	項 目	規格値
		品質管理	管更生特記仕様書による		適 用
		出来形管理	管更生特記仕様書による		
1 4 工事中の安全確保					
14-1	工法変更等への対応	1 構造物等の施工において、湧水、その他の障害のため通常の工法では初期の目的を達することが出来ない箇所については、工法及び対策を監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。 2 工事中における民生安定上または関係機関との協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議の上、その指示によるものとし、設計変更の対象とする。			
14-2	安全、訓練等	受注者は土木工事共通仕様書(案)の1-1-1-30「工事中の安全確保」の11から13に規定する安全に関する研修・訓練等を実施するものとする。			
14-3	近接施工	1 工事の施工にあたって予想される地下埋設物件は、管理者現地立会の上、当該施設の位置、高さ、施設の状態等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、支障を及ぼさないようにすること。保安対策の打合せを行った時は、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写しを監督職員に提出するものとする。 2 受注者の責により、地下埋設物件に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。 3 埋設物件等の管理者不明の物がある場合は、監督職員に報告し、その処置については、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。その結果、死管の処置を請負人が企業者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかなければならない。			
14-4	掘削部の安全施工	掘削法面の施工に当たって、土砂崩落等、危険と判断される時は、危険防止のための対策を監督職員と協議の上、その指示によるものとする。			

14-6	工事現場の環境改善	工事現場の環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際しこの主旨を理解し、発注者と協力しつつ地域の連携を図り適正に工事を実施するものとする。							
14-8	道路上での安全施工	道路上での作業では、その日の作業終了後に通行規制を解除することから、既設舗装のある区間においては即日仮復旧を施工すること。 また、路面は絶えず注意し、傷んだ箇所があれば早急に補修すること。							
14-9	仮復旧	供用済道路の掘削箇所については、原則として即日埋め戻し、As合材による仮復旧を行い交通開放すること。 なお、仮復旧箇所については、絶えず監視を行い、剥がれ・バラつき等があれば、早急に修繕を行うこと。							
1 6 環境対策									
16-1	低騒音型・超低騒音型の使用	本工事の施工に当たっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成13年度4月9日改正）に基づき指定された下記の低騒音型建設機械を使用するものとする。 ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。 上記において、「これにより難しい」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。 なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場にいて使用する建設機械の「97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準89ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準97ラベル」に貼替えを行うこと。							
16-4	公害対策	本工事の施工にあたっては、公害が生ずることの無いよう、十分な計画と管理を行うこと。							
1 8 交通安全管理									
18-1	安全対策	安全対策については、交通誘導警備員(B)を28人計上しているが、道路管理者及び所轄警察署との打合せ結果により変更等が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。							
18-2	安全施設類	標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施すること。なお、打合せの結果または、施工条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は、監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。 交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者、所轄警察署と打合せ結果又は、条件変更に伴い員数等に増減が生じた場合は、監督職員と協議の上設計変更の対象とする。 受注者は、施工に先立ち、施工計画書に、安全施設類等の設置計画を作成し、監督職員に提出すること。また、工事期間中の安全施設類等の設置状況が判明出来るよう写真等を整備し、完成検査時に提出すること。 下表に基づく本工事の交通誘導員（B）の総計は28人とする。							
		配置場所	交通誘導員		備考				
		施工時	2名/日						
1 9 諸法令の遵守									
19-1	諸法令の遵守	1 受注者は、労働基準法等の主旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。 2 受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の主旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。							
2 0 官公庁への手続き等									
20-2	地下埋設物等	本工事区間内の地下埋設物等は下表のとおりである。受注者は各企業と連絡・調整を十分行うこと。							
		支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設時期	工事方法	立会	備考
		ガス管	大阪ガス	市道	未				必要に応じて
		水道管	上水道課	市道	未				必要に応じて
		電気	関西電力	市道	未				必要に応じて

2 1 施工時期及び施工時間の変更		
21-1	施工時間	本工事の作業時間帯は、通常の昼間施工とするが、関係機関、自治会等の協議の結果、変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
2 2 工事書類		
22-1	提出書類	本工事における提出書類は、別紙「土木工事書類一覧表」による。 なお、これらに定めていない場合は、監督職員と協議するものとする。
2 3 その他事項		
23-1	施工合理化調査	本工事は、施工合理化調査の対象工事であり、別添実施要領等に基づき調査票の作成を行うものとする。 調査票は調査終了後すみやかに提出するものとする。
23-2	その他事項	1 本工事施工に際し、必要となる工事用車輛の駐車場及び資材置場等については、受注者において確保すること。 なお、工事関係者及び公衆が見やすい場所に施工体系図、再生資源利用（促進）計画建退共、建設業の許可及び労災保険等の標示を行い、良好な施工体制に努めること。
23-3	処分について	施工前管きょ内調査で発生するモルタル及び木根について、処分が必要となる場合、監督職員と協議すること。

管 更 生 特 記 仕 様 書

§ 1 総 則

1.1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書は、下水道管路施設（污水）の小口径管きょ更生工事に適用する。
- (2) 受注者は、本特記仕様書および設計図書に疑義が生じた場合、速やかに監督職員に報告し、協議を行い、指示を受けること。
- (3) 各品質検査および出来高検査で、管きょの流下性能等の機能を損なうようなシワ、たるみ、はく離および漏水等の欠陥や異状箇所、更生管厚等の出来高不足および伸縮による取付け管支管部のはく離等が生じた場合は、必ず再施工を行わせる。ただし、目地部段差、屈曲部等については、事前にシワ、たるみ等が発生することを監督職員に報告していれば対象外とする。
- (4) 承認する工法は、昼間作業時に午前 9 時～午後 5 時までに施工完了が可能なものとする。よって、最大施工スパン長部分において取付け管口の仮穿孔を含み時間内施工が可能であることを示す資料を事前提出すること。
- (5) 施工区間が、小学校および幼稚園等がある住宅街である場合、環境に配慮した工法を条件とする。特に、騒音・振動、有機溶剤臭および廃棄物の処理等について、対策を施した工法について施工を承認する。したがって、これらの対策に係る資料を事前に提出すること。
- (6) 工事目的物は施工完了後に使用することになりますので、ご了承願います。

1.2 関連仕様書、諸法令等の遵守

受注者は、本工事の特記仕様書および、本工事に関連する各種仕様書および関係法令を遵守しなければならない。なお、管路内作業等の実施においては、「下水道管路施設－維持管理マニュアル、(社)日本下水道管路管理業協会、2007 年版」「管路施設更生工法における設計・施工管理ガイドライン、2026 年版」等を参考の上、行うこと。

1.3 建設工事における騒音・振動に係わる法令、悪臭防止法及び労働安全衛生法等の遵守および環境対策

- (1) 騒音規制法、振動規制法、等に基づく各「環境に関する基準」を遵守すること。
- (2) 周辺住民の生活環境を保全するため、国土交通省で指定された「低騒音型・低振動型建設機械」を使用し、防音壁・防音パネル・防音シートまたは防音カバー等を設けるとともに、作業管理に十分配慮すること。特に、学校、保育園、病院、診療所、図書館および老人ホーム等の敷地の周囲おおむね 80m の区域については、十分注意

すること。

- (3) 工事着工前に「下水道工事のおしらせ」等で、工事の概要、作業日、作業時間、資材等の運搬車両の通過経路、通行時間、公害防止対策の内容および現場責任者苦情時の体制等について十分説明し、理解を得るよう努めること。
- (4) 工事区域と民家および公共施設の距離を測定し、必要に応じて作業時間の制限や騒音・振動を測定し、発生状況を常時把握すること。
- (5) 更生管の切断時には、周辺に粉塵が拡散することのないよう必要な措置を講ずること。また、作業員には、防塵マスク等の着用を徹底させること。
- (6) 清掃・注入時等に際しては、シート等にてプラントを囲うとともに粉塵を発生させないように注意して作業を行うこと。また、作業員による清掃および散水をこまめに実施し、粉塵を発生させないように注意すること。
- (7) 管路施設の清掃作業時において、住宅内取付け管への洗浄圧力水の逆流等により宅地内や住居内に噴出被害を起こす場合がある。そのため作業前に付近の各住居者を訪問し、付近の枝管や取付け管、宅内ます等の所在位置をよく確認し作業方法を説明した上で、宅内ます蓋を開いて洗浄水压を開放し、住居内への逆流を防止する措置を講じておくこと。特に、留守で状況の不明な住宅等の付近での作業では、注意すること。
- (8) 現場には、ゴミ箱や灰皿等を常設置し環境美化に努めること。特に喫煙場所については、更生材等には引火性（爆発性）の材料を使用していることから必要な離隔を取り、決められた場所で喫煙を行うことを徹底させること。
- (9) 周辺住民からの苦情等に対しては、迅速かつ適確に対応し、その解決を図るとともに、その詳細を監督職員に報告すること。
- (10) 更生材の主要材料は、不飽和ポリエステル樹脂である。この樹脂の組成は不飽和ポリエステルと溶媒等からなっており、特に更生材に含まれる溶媒が悪臭の原因になっている。

管内に滞留した溶液から発生するガスは、各工法とも脱臭装置を設置し臭気対策を行うが、希にトラップが無い、あるいは機能していない住宅があり、場合によっては取付管を経由して屋内の内部に気化したガスが進入することがあるので、各公共汚水ますに接続する排水設備のトラップを確認し、住民に説明すること。また、直接侵入でなくても屋外に出たガスが窓や出入口から家屋内に入って臭気を感じることも考えられるため当該路線の住民には臭気が発生することについて十分に説明すること。

構成材料に使われる溶媒の性質及び留意事項

性状	液体、無色、芳香、水に難溶、エーテル・アルコールに可溶
主な用途	ポリスチレン樹脂、合成ゴム、ABS樹脂、イオン交換樹脂 ポリエステル樹脂、合成樹脂の製造原料、または溶液

有害性	管理濃度 20ppm 以下 眼の粘膜を刺激し催涙性がある。 高濃度の蒸気は麻酔作用があり、10,000ppm の濃度では 30～60 分で死亡することがある。	
法規上の区分	消防法 労働安全衛生法 有機溶剤中毒予防規則 悪臭防止法	危険物第 4 類第 2 石油類 表示物質 第 2 種有機溶剤 悪臭物質

(11) 可燃物や有機溶剤等、危険物として貯蔵や取扱の基準が定められているものに対しては確実な対応を行うこと。

1.4 事前調査・情報収集

受注者は、本工事の施工に際し、次の各事項について情報収集を行い、その結果を基に施工計画を立案しなければならない。

- (1) 地下埋設物の状況、交通事情、地域住民の生活環境について現地調査を行うこと。
特に、取付け管開削部の地下埋設物の状況については、各管理者の資料を入手し現地との整合を図ること。
- (2) 受注者は施工に先立ち、本工事に支障となる流入管路や取付管からの流入下水について調査を行い、現況排水に支障とならない範囲で水替えが実施できるように、水替え施工計画を立案すること。
- (3) 施工区間の既設管きよの延長、深さおよび断面、マンホール種別・形状、既設ます・取付け管、既設雨水排水施設等を十分に調査し、設計図書と照合させること。
- (4) 監督職員より貸与するテレビカメラ調査報告書については、対象路線によっては調査時期により年数が経過しており、現地状況の変化が予想されるため注意すること。

1.5 排出ガス対策型建設機械の使用

- (1) 土工主要 3 機種（バックホウ、車輪式トラクタショベル、ブルドーザ）および発動発電機（可搬式、溶接兼用含む）、空気圧縮機（可搬式）、油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）、ローラ（ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ）、ホイールクレーン（ラフテレーンクレーン）の使用にあたっては、国土交通省指定排出ガス対策型建設機械および国土交通省指定排出ガス対策黒煙浄化装置装着建設機械の使用を原則とする。
- (2) 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の黒煙浄化装置の開発」または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査用証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

(3) 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、請負人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

(4) 排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする機種は、次に示すとおり。

機 種	備 考
バックホウ トラクタショベル(車輪式) ブルドーザ 発動発電機(可搬式) 空気圧縮機(可搬式) 油圧ユニット ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw～260kw)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

1.6 安全対策関係

施工者は、労働災害はもとより物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則ならびに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

(1) 有資格者の適正配置

更生工事に関わる諸法で定められた次の作業主任者(有資格者)の選任を行うこと。

①酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

②選定した工法の技能講習を受け合格した専門技術者(主任技術者又は監理技術者との兼務可能)

③有機溶剤の取扱い等作業主任者(工法による)

(2) 交通整理人

①受注者は、工事着手に先立ち、関係機関と打ち合わせのうえ、実施工程に対応した交通整理人配置計画書を作成し、監督職員に提出すること。なお、計画書には次の事項を記載すること。

- ・ 工程に対応した交通整理人配置計画
- ・ 配置予定図
- ・ 配置予定時間

②受注者は、交通整理人配置日報を毎日作成し、現場事務所に保管すること。なお、日報には次の事項を記載すること。

- ・ 配置図
- ・ 配置人数

・配置時間

③交通誘導において、片側通行時は安全かつ交通の円滑を図ること、また通行止め時は、車両の迂回路を確保し、起終点及び迂回路の必要な箇所立看板等を立てて誘導すること。また、歩行者及び工事区間内に住んでいる住民に対して、安全に通行の誘導を行うこと。

(3)安全に関する研修、訓練

労働安全関係法令に基づく安全活動の実施とともに、安全訓練、研修を義務づける。工事着手前はもとより、工事着手後も原則として作業者全員の参加により、月当たり半日以上時間を割り当てて、定期的に安全に関する研修訓練等を実施し、当該内容を監督職員に報告すること。

(4)緊急時の対策

工事中は常に気象情報に注意し、降雨、台風等に対する対応を十分考慮しなければならない。また、緊急時には緊急出動ができるよう資材、人員を確保しておかなければならない。なお、上記緊急時およびその他においても監督職員と緊急連絡が取れるようにしておくこと。

(5)酸素欠乏症等防止対策

既設下水管およびマンホール内は酸素欠乏症等危険場所であるため、立ち入る場合には請負人の責任において、酸素濃度および硫化水素濃度の測定、換気等の酸素欠乏症等防止措置を行うこと。特に汚泥が堆積する管きょ内で作業する場合、必要な防護処置を行いながら汚泥を攪拌して濃度測定を実施すること。

また、硫化水素の発生や酸素欠乏となることが予想される箇所については、常時測定器を携帯し、常に安全を確保しながら作業を進めること。なお、作業前に濃度が異常値を示している場合には、有効な空気呼吸器等の呼吸用保護具を着用して調査すること。

さらに、緊急時の救出に備え、有効な空気呼吸器等の呼吸用保護具を現場に常設し、直ちに装備できる場所に保管すること。

(6)火傷、引火対策

硬化に蒸気あるいは温水を使用する工法については、通行人・車両の視界を妨げたり、火傷を負わしたりすることのないよう必要な安全対策を講じること。また、引火性物質を使用する場合は、必ず現場に消火器を常設すること。

(7)その他

安全対策は万全を期するとともに、現場内は常に整理整頓を行い、安全管理につとめること。また、道路管理者、所轄警察署の指示に従い、必要な掲示板、保安柵等を配置し、一般車両および歩行者通行の安全を確保すること。

その他

(1) 竣工図等の作成

①受注者は、竣工図面を作成の上、監督職員に提出すること。なお、ます・取付管については事前調査の結果を漏れなく記載すること。

②竣工図書として、調査資料（本市貸与品）、施工状況、完了確認のDVD-R編集および写真の整理を行い、工事区間の施工前→施工中→施工後を一連に対比・確認できるものを作成すること。

(2) 産業廃棄物の処分

現場にて発生した更生材の切断片等廃材および薬剤等の産業廃棄物については、請負人の責任により所定の処理処分方法を施すこと。

(3) 設計変更

本工事の実施において、やむを得ない理由によって工法変更等の必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(4) 施工現場が住宅密集地であることから、周りに臭気による影響を与えることがないように、施工時に臭気が発生しない(発生が少ない)工法、もしくは対処法がたてられる工法とし不十分な施工管理により苦情が出た場合は、受注者で対応すること。

(5) しゅん工時の品質管理は施工スパン毎とし、試験は公的試験機関や ISO/IEC17025 認定試験所で実施する。(なお、熱可塑性樹脂材については、認定工場制度の工場検査証明書類を提出することにより、試験実施を免除することができる。)

(6) 蒸気熱や温水で硬化する工法を使用する場合は、排水の確実な冷却と排出熱対策を行うこと。(45 度未満)

(7) 契約書記載の重大な過失は以下に示す。

1. 硬化圧力、硬化温度、硬化時間、養生時間不足等による更生材の損傷やたるみ。
2. 既設管渠内面の前処理が適正に行われなかったことによる更生材の損傷。
3. 取付管口、及び人孔部管口の漏水。

(8) 新工法の試験施工

施工実績が少ない工法については、試験施工を行い監督職員の承認を得ること。

(9) 取付管について

設計図面は管路調査で確認した取付箇所を全て示していますが、事前調査等において、必要と思われる取付管がある場合などは、報告するとともに施工方法について協議し、数量の増減については、設計変更を行います。

§ 2 細 則

2.1 本管ライニング工

2.1.1 一般事項

(1) 適 用

1. 本仕様書は、管きよの更生工事における下水道本管を自立管により更生させる工事に適用するものである。
2. 本仕様書に特に定めのない事項については、「土木請負工事必携、京都府土木部、平成22年4月」の規定によるものとする。
3. 本工事は改築を主たる目的とする工事であることから、各品質検査および出来形検査で、管きよの流下性能等の機能を損なうようなシワ、たるみ、はく離および漏水等の欠陥や異状箇所、更生管厚等の出来高不足および伸縮による取付け管支管部のはく離等が生じた場合は、再施工とする。ただし、目地部段差、屈曲部等については、事前にシワ、たるみ等が発生することを監督職員に報告していれば対象外とする。
4. 管口の仕上げにあたっては、伸縮による不具合が発生しないよう既設管と更生管の間に水膨潤性止水材等を施し、十分な止水方法を採用すること。また、本工事で施工する更生管きよは、レベル1地震動に耐えうる性能に改築するため、更生管とマンホールの接続部がフレキシブル構造となるよう弾性シーリング材などを活用した管口仕上げを行うこと。

(2) 適用工法

1. 本仕様書の適用工法は、自立管の反転工法と形成工法である。
2. 受注者は、工法を採用するに当たっては公的機関の審査証明を得た工法であり、工法にかかわらず、現場の施工条件に適合する工法でなければならない。
3. 取付管の更生工事が、本管更生工事よりも後施工が可能でなければならない。

2.1.2 施工の条件

(1) 工事概要

請負者は、工事の概要として次の事項を設計図書により確認しなければならない。

- ① 工事名称
- ② 工事箇所
- ③ 路線番号
- ④ 施工延長(管きょ延長)
- ⑤ 既設管種
- ⑥ 既設管内径
- ⑦ 既設管勾配
- ⑧ 既設管施工年度
- ⑨ 工法分類(反転工法、形成工法)
- ⑩ 更生後の断面(断面形状、寸法)

(2) 施工現場の条件

請負者は、工事の着手に当たって現地調査を行い、以下の施工現場の条件事項について確認しなければならない。

- ① 道路状況(管理者、幅員、バス路線、通学路、商店街等)
- ② 道路使用許可条件
- ③ 周辺環境(騒音・振動規制、その他環境規制等)
- ④ 進入路状況
- ⑤ 気象・気温
- ⑥ 仮排水
- ⑦ 施工時間規制
- ⑧ 排水条件
- ⑨ 流下水量・水位
- ⑩ 地下水位

(3) 既設管調査・事前処理

1. 受注者は、管きょの更生に先立ち既設管きょ内を洗浄するとともに、既設管きょ内を目視又は TV カメラ等によって調査しなければならない。調査項目は管種、管きょ口径、管路延長、管きょ内損傷等の状況とし、管きょ内状況から取り付け管突き出し処理、浸入水処理、侵入根処理およびモルタル除去の必要性を判断、その結果をまとめ監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、既設管調査の結果、事前処理工の必要がある場合には、監督職員と協議の上、管きょ更生工事に支障のないように切断・除去等により処理しなければならない。その

際、既設管の劣化状態を考慮し行うこと。

3. 侵入水の量等により他の工法が有利と思える場合は、監督職員と協議し変更することができる。

(4) 気象情報等の取得体制の強化と工事中止判断への活用

気象警報・注意報のみならず、雨量データ等のリアルタイムの情報について、工事現場において速やかに取得できる体制を構築するとともに、当該情報を工事中止の判断に活用すること。

2.1.3 更生管の仕様

(1) 更生管の構造仕様

請負者は、工事の設計条件と次の条件に基づき更生管の構造計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し監督職員に提出しなければならない。

(1) 更生管きよの評価

既設管きよの耐荷能力を見込まないこととする。

(2) 荷 重

鉛直土圧と活荷重による鉛直荷重の総和とする。(管きよ更生工法における設計・施工ガイドライン 2017 年版参照)

(3) 更生管厚の算定計算

「下水道用硬質塩化ビニル管 (JSWAS K-1)」および「下水道用強化プラスチック複合管 (JSWAS K-2)」によるものとする。

(2) 材料特性(物性値)

請負者は、使用する更生管材料が物性値の要求性能として耐荷性能（外圧強さ、曲げ強さ、曲げ弾性係数、引張強度、引張弾性係数、圧縮強度、圧縮弾性係数）、耐ストレーンコローション性（ガラス繊維を使用しているもの）、耐薬品性、耐摩耗性、耐劣化性、水密性、水理性能、耐高圧洗浄性、成形後収縮性および既設管への追従性について公的機関の審査証明を得たもの又は、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。

2.1.4 施工計画

(1) 施工計画書に定めるべき事項

受注者は、管きよ更生工事の施工に当たって、工事着手前に調査を行い次の事項を明記した施工計画書を作成し監督職員に提出しなければならない。

- ① 工事概要
- ② 職務分担および緊急時の連絡体制
- ③ 工事記録写真撮影計画
- ④ 実施工程表
- ⑤ 施工工法
- ⑥ 主要機械
- ⑦ 主要資材
- ⑧ 材料設計および水理性能評価
- ⑨ 材料品質証明の内容
- ⑩ 前処理計画
- ⑪ 施工管理(建設副産物等)
- ⑫ 品質管理
- ⑬ 環境対策
- ⑭ 安全・衛生管理
- ⑮ 集中豪雨等に対する安全対策(雨天時の工事中止等、管きょ内作業員の退避行動(情報の伝達体制等を含む))
- ⑯ 材料の製造から使用までの保管期間と保管方法
- ⑰ 材料の運搬方法
- ⑱ 工事記録等の管理
- ⑲ その他、監督職員の指示事項等

(2) 職務分担および緊急時の連絡体制

- 1. 主任技術者、監理技術者は、建設業法に定める有資格者でなければならない。
- 2. 受注者は、工事の着手に際して職務分担表を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 3. 受注者は、選定した工法の技能講習を受け合格した専門技術者（主任技術者又は監理技術者との兼務可能）を、当該作業中は現場に常駐させなければならない。
なお、専門技術者の技能講習終了証等の写しは施工計画書に添付しなければならない。
- 4. 受注者は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）の氏名、緊急時の連絡先（昼、夜）を明示した緊急時連絡体制表を作成し監督職員に提出しなければならない。

(3) 実施工程表の作成

受注者は、工程計画の作成に当たって設計図書をはじめ「工事概要」、「施工現場の条件」、

「既設管調査・事前処理」の内容を反映し、市民の生活や交通に支障をきたさないように、1 サイクルで施工可能な適切な工事の範囲をあらかじめ明示し、これに必要な作業時間、養生時間等に基づき工程計画を作成し監督職員に提出しなければならない。

(4) 施工方法

受注者は、管きょ更生工事で採用する工法が更生管に必要な構造機能、流下機能等の仕様を満足することを構造計算書、流量計算書に明示するとともに工法選定理由を施工計画書に記載し、監督職員に提出しなければならない。

(5) その他の留意事項

1. 受注者は、準備工、片付け工、地先排水の水替え等についても、工事着手前に現場の機器設置スペースおよびマンホール、ます(枺)の位置を確認し、使用する主要資機材を明記し監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事着手前に監督職員と協議のうえ地元住民に工事の内容を説明し、理解と協力を求め、工事を円滑に実施しなければならない。

2.1.5 施工管理

(1) 施工管理

1. 受注者は、工事を安全に実施し、かつ品質を確保するために、スパン毎に次の事項について適宜、監督職員と協議を行い十分な管理を行わなければならない。
 - ① 工 程
 - ② 安全・衛生
 - ③ 施工環境
2. 受注者は、作業開始後は作業時間内に通水まで完了させなければならない。
3. 受注者は、管理項目、管理値等を適切に管理すると共に、自動記録紙等に温度・圧力・時間等を記録し、監督職員に提出しなければならない。
4. 受注者は、現場状況等により施工計画に変更が生じた場合は、速やかに監督職員と協議すると共に、施工計画書の変更を行わなければならない。

(2) 工程管理

受注者は、毎月末、所定の様式に定める「工事出来高報告書等」により、工事進捗状況を監督職員に提出しなければならない。

(3) 安全・衛生管理

受注者は、労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努め、**労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、**ならびに**市街地土木工事公衆災害防止対策要綱**等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。

(1) 下水管きょ更生工法における安全管理

- ① 有資格者の適正配置
- ② 下水道管内作業に適した保護具の着用
- ③ 施工前の安全対策(情報収集)
- ④ 施工時の安全対策
- ⑤ 周辺環境への対策
- ⑥ 災害防止についての対策

(2) 酸素欠乏、有毒ガスなどの安全処置

(3) 供用中の施工における排水対策

(4) 安全に関する研修、訓練

(4) 施工環境管理

受注者は、施工中の環境に配慮するために次の環境対策を講じなければならない。

- (1) 工事広報
- (2) 粉じん(塵)対策
- (3) 臭気対策
- (4) 騒音・振動対策
- (5) 防爆対策
- (6) 温水・排水熱対策
- (7) 宅内逆流噴出等対策
- (8) 工事排水の水質対策

2.1.6 品質管理

(1) 品質管理

受注者は、更生後の品質を確保するため、主任技術者又は監理技術者の責任の下で、スパン毎に「施工前の品質管理」、「施工時および施工後の品質管理」について十分管理し、その結果が確認できる資料を作成して監督職員に報告しなければならない。

(2) 施工前の品質管理

受注者は、工事着手前に、使用する更生材料等の品質を確認するため、適正な管理下で製造されたことを証明する資料を監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、必要に応じ物性試験を行い監督職員に提出しなければならない。

（３）施工管理時の品質管理

受注者は、反転、形成工法で施工した採取試験片を使用して、公的機関及び ISO/IEC17025 認定試験所において試験を行わなければならない。その際、以下の点を確認しその結果を監督職員に提出しなければならない。

- ①設計曲げ強度（短期）の試験結果が申告値を上回ること。
- ②曲げ弾性係数（短期）の試験結果がクリープ係数（経過時間に対する算定値）を曲げ弾性係数（短期：申告値）に乗じた値を上回ること。
- ③引張強度（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。
- ④引張弾性係数（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。
- ⑤圧縮強度（試験結果）は、申告値を上回ること。
- ⑥圧縮弾性係数（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。
- ⑦耐薬品性が規格値を満足していること。

なお、熱可塑性樹脂材については、認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除する。

（４）形成方法別の施工管理手法

受注者は、形成方法別（熱硬化タイプ、光硬化タイプ、熱形成タイプ）に次の項目について適切に管理しなければならない。

(1) 熱硬化タイプ

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ① 材料挿入（反転・引込）速度 | ② 反転時および拡張時の圧力管理 |
| ③ 硬化時の圧力管理 | ④ 硬化温度管理および硬化時間管理 |
| ⑤ 冷却養生時間管理 | |

(2) 光硬化タイプ

- | | |
|-----------------|------------------|
| ① 材料挿入（反転・引込）速度 | ② 反転時および拡張時の圧力管理 |
| ③ 硬化時の電源管理 | ④ 硬化時の圧力管理 |
| ⑤ 硬化温度管理 | ⑥ 硬化時間管理 |
| ⑦ 冷却養生時間管理 | |

(3) 熱形成タイプ

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 材料挿入（引込）速度 | ② 蒸気加熱時の温度管理 |
| ③ 蒸気加熱時の圧力管理 | ④ 拡張、冷却時の温度管理 |
| ⑤ 拡張、冷却時の圧力管理 | |

2.1.7 出来形管理

（１）寸法管理

受注者は、更生管きよの出来形を把握するため、更生管きよ内径、延長を計測しなければならない。また、更生管きよと既設管きよの密着性を確認するため、更生管きよの内

径について、硬化直後と 24 時間以降で図． 1 に示す同じ測定位置で計測し、その記録を監督職員に提出しなければならない。

(2) 更生管きょ厚み・内径の管理

受注者は、更生工事完了後の更生管厚又は仕上り内径が適正であることを次の測定方法により確認しなければならない。

- ① 更生管きょの測定は、1 スパンの上下流マンホールの管口付近で行うこと。
- ② 更生管きょの測定箇所は円周上の 6 箇所とする。ただし、マンホール内に更生管きょを突き出した状態で更生を完了する場合には、突き出し部分の管厚に増減が生じるため、既設管きょと更生管きょの内径差により管厚を求めること。
- ③ 更生管厚の検査基準については、6 箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ、上限は +20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。
なお、既設管きょと同等の水理性能を確保しているものを合格とする。
- ④ 更生管きょの内径については、硬化直後と 24 時間以降の測定値で差がないことを確認する。
- ⑤ 更生管厚の測定は、更生管の縫い目を避けて行うこと。

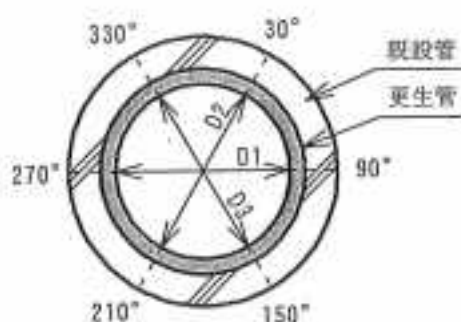


図. 1 仕上がり内径の測定位置

(3) 内面仕上がり状況の管理

1. 受注者は、更生工完了時において管きょ内を洗浄し取付け管せん（穿）孔片を除去した後、全スパンについて目視あるいは自走式テレビカメラにより外観検査を行わなければならない。
なお、自走式テレビカメラの場合、取付け管口においては必ず側視を行い状況を入念に確認しなければならない。
2. 受注者は、更生工完了時において、管きょの設計強度、耐久性、水理性能等を損なうようなシワ、たるみ、はく離、漏水および異常変色等の欠陥や異状箇所がないことを確認し、その結果を監督職員に提出しなければならない。
3. 受注者は、更生管きょと既設マンホールとの本管管口仕上げ部においては、浸入水、

仕上げ材のはく離、ひび割れなどの異常のないことを確認し、その結果を監督職員に提出しなければならない。

(4) 工事記録写真等の撮影および提出

受注者は、工事記録写真等検査結果およびフィルムなどの記録を報告書に添付して監督職員に提出しなければならない。

2.1.8 提出図書

(1) 提出図書

受注者は、工事完了時に以下に示す図書を監督職員に提出しなければならない。

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 系統図 | ② 本管用調査記録表 |
| ③ 事前調査集計表 | ④ 成果表 |
| ⑤ 材料表(納品伝票) | ⑥ 施工管理 |
| ⑦ 温度管理・圧力管理記録表 | ⑧ 溶媒から発生するガス濃度測定記録表 |
| ⑨ 品質性能試験報告書 | ⑩ 酸素欠乏等の濃度測定記録表 |
| ⑪ 工事写真 | |

工事写真撮影要領

1. 一般共通事項

工 種	撮影箇所および内容	撮影頻度
現場概要	・ 施工箇所の概況を同一箇所、同一方向	・ 工事施工箇所の起点、主要中間点および終点ごと（摘要 同一方向とは起点より終点を望む方向 定点で撮影）
材料、品質等	・ 施工前の使用材料の保管状況 ・ 施工前の使用材料の確認状況 ・ 試験用材料の現場採取確認状況 ・ 試験実施状況	・ 適宜 ・ 管径ごと、ロット番号ごと ・ 管径ごと、ロット番号ごと ・ 管径ごと、ロット番号ごと

2. ライニング工

工 種	撮影箇所および内容	撮影頻度
事前調査	事前処理工箇所	・ 全スパン
事前処理工	施工状況 ・ 障害物の除去状況 （取付け管突出し・モルタル、木根等）	・ 施工箇所ごと
更生工	施工状況 ・ 本管洗浄状況 ・ 挿入状況 （引き込み作業状況、圧力管理状況等） ・ 硬化状況 （圧力管理状況、温度管理状況） ・ 本管管口切断状況 ・ 取付け管管口削孔状況	・ スパンごと ・ スパンごと ・ スパンごと ・ スパンごと ・ スパンごと
	出来形管理状況 ・ 更生管口仕上り状況 （施工前、施工後） ・ 更生管仕上り厚さ（ノギス測定） ・ 取付け管口仕上り状況	・ スパンごと（上下流） ・ スパンごと（上下流） ・ スパンごと全箇所
管内検査工	・ T Vカメラ調査による更生管の検査状況	・ 全スパン
水替え工	施工状況 ・ 本管部・取付け管部水替え状況	・ 適宜

更生設備工	各種使用機材設置状況 ・使用機器	・適宜
-------	---------------------	-----

3. 仮設工

工 種	撮影箇所および内容	撮影頻度
保安設備	・工事用標識類、安全柵、交通整理員等の設置状況	・適宜

4. その他

工 種	撮影箇所および内容	撮影頻度
インバート補修工	・施工前、施工後	・施工箇所
安全作業	・安全作業環境管理状況等 (酸欠・スチレン等の作業環境基準管理濃度測定状況および換気状況)	・適宜
公害防止	・騒音測定状況 ・臭気装置（スチレン濃度測定） ・防塵設備状況	・適宜 ・適宜 ・適宜
廃棄物処理	・処理前および処理後の現場状況、 運搬状況	・適宜
社内検査	・各種検査状況	・適宜
K Y ミーティ ング	・工事内容に対する説明状況、体操など	・適宜

下水道工事施工合理化調査

実 施 要 領

管布設替・管撤去工

令和8年4月

下水道工事施工合理化調査 実施要領

1. 総則

1-1. 調査目的

本調査は、調査対象工種における施工実態を把握し、下水道用設計標準歩掛表の改訂に資することを目標とした調査であり、これ以外の目的には使用しない。

1-2. 調査対象

下水道法に規定される公共下水道、流域下水道及び都市下水路の各事業において、令和○年度下記調査期間中に施工している補助事業、単独事業を含む全ての下水道工事の内、開削工事により施工を行う「管布設替・管撤去工」を対象とする。

なお、調査期間内に施工している調査対象については、すべての該当する調査票（様式-1～様式-5）を作成すること。調査票は、「管布設替・管撤去工」で行うと考えられる「既設管撤去工」、「取付管撤去工」の2工種について記入すること。

① 既設管撤去工【調査票_様式-1】※調査した1スパン毎に1行記入

1件の工事で10スパン以上が調査対象となる場合は、撤去する既設管の管径が大きいものを優先に最大10スパンを選定し調査票に記入すること。ただし、複数の管径種別が調査対象となり、スパン数量に偏りがある場合は、各管径・管種別（陶管・鉄筋コンクリート管・塩化ビニル管等）を少なくとも1スパンは選定するなど、なるべく多くの管径種別を調査票に記入できるように選定すること。また、同じ管径種別が複数ある場合は、埋設深さが深く、施工延長が長い路線を優先的に選定して、調査票に記入すること。

② 既設管撤去工【調査票_様式-2】※調査した1スパンについて1日毎に1行記入

1スパンの施工日が複数日になる場合、最大3日間の調査について1日毎に1行記入すること。また、調査した日の施工時間を【様式-4】の記入用紙に記入し連携させること。なお複数日調査した場合は【様式-4】の用紙を1日毎に1枚使用し、【様式-2】左端の「本管番号」及び「番号」と【様式-4】の左上の「本管番号」及び「番号」を統一して記入すること。既設管撤去時の配置人員及び実働時間にはクレーン付きバックホウの運転など重機運転に係る労務は記入しないこと。

様式-4と連携させること。

③ 取付管撤去工【調査票_様式-3】※調査した1スパンについて取付管1カ所毎に1行記入

①で選定した取付管を調査対象とする。複数の管種・管径がある場合は全てのパターンについて記入し、合計で3箇所以上記入すること。取付管撤去時の配置人員及び実働時間にはクレーン付きバックホウの運転など重機運転に係る労務は記入しないこと

④ 開削工事（管撤去、布設替工事）施工時間記入用紙【調査票_様式-4】

【様式-2】で調査した日についてこの用紙を複写して使用すること。その際、ページ番号を左上の記入欄に【様式-2】に連携する「本管番号」及び「番号」を記載すること。

1－3．調査期間

調査期間は、調査依頼日より令和9年2月26日（金）までとする。

※必ずしもすべての工事が完了している必要はなく、完了した部分について記入の上、提出してください。

1－4．調査票の提出

（１）提出期限

第1期締切 令和9年3月12日（金）

2. 調査票記入要領

2-1. 調査票記入の注意事項

Excel シートの取り扱い	- 各シートのフォーマットは変更しないで下さい。 - シートの記入範囲内では、行挿入、行削除、列挿入、列削除をしないで下さい。 - ただし施工時間シートは、選定した調査対象スパンの施工日数に合わせてコピーしてください。
調査票記入欄	調査票は MS EXCEL で作成されており、薄黄色部分は設問に対する回答を記入する欄、薄青色部分は調査票欄外等の選択肢から選ぶ欄になっております。
施工時間シートの記入方法	- 記入方法については、該当セルには数字の「10」を入力すること。数字の「10」を入力することにより、セルが塗り潰され、時間計算される設定となっているので、それ以外の入力はいらないよう注意すること。 - 施工時間は、調査票で回答項目が無い管布設工および埋戻し工等を含め、選定した調査対象スパンで行った全工種について記入すること。
使用機械	- 使用工種毎に使用建設機械を入力すること。なお、規格は一般に呼ばれている規格(公称規格)を記入し、メーカー名および型式も同様に記入して下さい。 - 保有区分は、使用した機械の保有先(元請、下請を問わず)について、該当する項目【自社持・リース】を選択して下さい。なお、リースとは、元請または下請がリース専門業者から機械及び関連機材を借り受けた場合をいい、リース専門業者以外から機械を借り受けた場合は、自社持とします。 - 排出ガス建設機械は、使用した機械が排出ガス対策型【1次基準・2次基準・3次基準・2011年・2014年】または未対策型であるかを選択して下さい。 - 低騒音型建設機械は、使用した機械が対策型【低騒音型・超低騒音型】または未対策型であるかを使用機械の名称と合わせて記入して下さい。なお、低騒音型建設機械については2-3(2)を参照して下さい。
現場作業員数	現場作業員数を入力すること。現場代理人及びダンプ運転手、バックホウのオペレーターは<u>含まない</u>ので注意すること。

2-2. 準備後片付け及び拘束時間等

分類	番号	内容
管布設工	1～14	各項目について、要した時間を入力すること。
	15～18	1～14 以外に、その他作業があれば、作業内訳にその他作業内容を入力すること。また、その他作業に要した時間を入力すること。
	19～25	各工種に使用した建設機械（バックホウ、トラッククレーン、タンパ）の一般的な機械名を入力すること。また、作業に要した時間を入力すること。
始業時	26～30	各項目について、要した時間を入力すること。
	31	会社又は資材庫に集まって現場へ移動するのに要した時間を入力すること。ただし、通勤時間は除くものとする。
	32～34	各項目について、要した時間を入力すること。
	35～38	32～34 以外に、その他作業があれば、作業内訳にその他作業内容を入力すること。また、その他作業に要した時間を入力すること。
休憩	39～43	各項目について、要した時間を入力すること。
終業時	44	各項目について、要した時間を入力すること。
	45	現場から会社又は資材庫へ移動するのに要した時間を入力すること。ただし、通勤時間は除くものとする。
	46～50	各項目について、要した時間を入力すること。
	51～54	44～50 以外に、その他作業があれば、作業内訳にその他作業内容を入力すること。また、その他作業に要した時間を入力すること。

2-3. 使用機械の解説

(1) 排出ガス対策型建設機械

排出ガス対策型建設機械とは、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号大臣官房技術審議官通達）」、

「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」または「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成23年7月13日付け国総環第1号大臣官房技術審議官通達）」により国土交通省が定めた排出ガス基準値を満たしたとして指定された建設機械もしくは「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月25日法律第51号）」（以下「オフロード法」）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車のことをいう。

指定ラベル、オフロード法基準適合表示または少数特例表示については、下表に示す排ガス区分として取り扱う。

項 目	排出ガス取り扱い区分
'91基準値排出ガス対策型	第1次基準値適合機械
第2次基準値排出ガス対策型	第2次基準値適合機械
第3次基準値排出ガス対策型	第3次基準値適合機械
特定特殊自動車排出ガス基準適合車	第3次基準値適合機械
特定特殊自動車少数特例基準適合車	
特定特殊自動車軽油少数特例2006年基準適合車	
特定特殊自動車軽油排出ガス2011年基準適合車	2011年基準適合車
特定特殊自動車軽油少数特例2011年基準同等適合車	
特定特殊自動車軽油少数特例2011年基準適合車	
特定特殊自動車軽油排出ガス2014年基準適合車	2014年基準適合車
特定特殊自動車軽油少数特例2014年基準同等適合車	

なお、排出ガス対策型建設機械指定制度に基づき指定されている型式の一覧は国土交通省のホームページに、オフロード法に基づき型式指定等されている型式の一覧は環境省のホームページにそれぞれ掲載されているので、そちらも参考とされたい。

国土交通省 [https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html]

環境省 [http://www.env.go.jp/air/car/tokutei_law.html]

ナンバーを取得している特殊自動車については、次表に示す排ガス区分として取り扱う。

項 目	排出ガス取り扱い区分
平成15年の排出ガス規制に適合した特殊自動車 (自動車車検証の型式欄に2桁の識別記号(SA-, SB-, SC-, SD-)が記載)	第2次基準値の排ガス対策 建設機械と同等
平成18年, 19年, 20年の排ガス規制に適合した特殊自動車 (自動車車検証の型式欄に1桁目が(J, E, K)の3桁の識別記号が記載)	第3次基準値の排ガス対策 建設機械と同等
平成23年, 24年, 25年の排出ガス規制に適合した特殊自動車 (自動車車検証の型式欄に1桁目が(U, W, X)の3桁の識別記号が記載)	2011年基準適合車
平成26年以降の排出ガス規制に適合した特殊自動車 (自動車検査証の型式欄に1桁目が(Y)の3桁の識別記号が記載)	2014年基準適合車



第 1 次基準値適合機械

第 2 次基準値適合機械



第 3 次基準値適合機械



オフロード法基準適合車両（2006 年基準）
※第 3 次基準値適合機械と同等として扱う



オフロード法基準適合車両
(2011 年基準)



オフロード法基準適合車両
(2014 年基準)



オフロード法基準適合車両
(2011 年基準) と同等と取り扱う



オフロード法基準適合車両
(2014 年基準) と同等と取り扱う

(2) 低騒音型建設機械

「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(昭和 51 年 3 月制定、最終改正昭和 62 年 3 月大臣官房技術参事官通達)より、騒音防止対策のため低騒音型建設機械の使用の原則が示されている。

低騒音型建設機械とは、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成 9 年 7 月 31 日建設省告示第 1536 号最終改正平成 12 年 12 月 22 日)により国土交通省が定めた騒音基準値を満たしたとして指定された建設機械のことをいう。(平成 9 年(97 年)より以前の基準('89)に基づき指定された低騒音型建設機械については、低騒音型建設機械とはみなさないので注意すること。

なお、低騒音型建設機械として指定されている型式の一覧は国土交通省のホームページに掲載されているので、そちらも参考とされたい。

[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html]



低騒音型建設機械とはみなさない



低騒音型建設機械として取り扱う

3. 様式別記入項目

調査票の様式は、調査対象の工種に合わせて様式-1～様式-5 の全 5 種類を定めている。各調査票様式の概要は、以下に示すとおりとする。

各調査票については、別紙資料を参照のこと。

様式名	設問範囲	内 容	備 考
様式-1	1 ～ 20	既設管の施工概要	
様式-2	21 ～ 50	既設管撤去工	
様式-3	51 ～ 80	取付管撤去工	取付管の施工概要含む
様式-4		施工時間記入表	掘削工～管撤去工～管布設工～埋戻し工～付帯工（復旧）、仮排水工含む
様式-5		作業人員の作業内容	様式-2～様式-3 の各作業における作業人員の作業内容を回答。

(参考) 職種の定義・作業内容

職種名	定義・作業内容
土木一般 世話役	土木工事及び重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの。
特殊 作業員	相当程度の技術及び高度な肉体条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの。 ①機械重量 3t 未満のバックホウ(クローラ型)、トラクタショベル(クローラ型)等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込または運搬 ②吊上げ重量 1t 未満のクローラークレーン、吊上げ重量 5t 未満のウィンチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ③機械重量 3t 未満の振動ローラ(自走式)、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ④可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げ及び打設 ⑤ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 ⑥コンクリートポンプ車の筒先作業 ⑦その他各種作業の主体的業務を行うもの
普通 作業員	普通の技能及び肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの。 ①人力による土砂等の掘削、積込、運搬、敷均し等 ②人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 ③人力による小規模な作業(例えば標識等の設置) ④その他各種作業の補助的業務を行うもの
運転手 (一般)	道路交通法第 84 条に規定する運転免許(大型免許、普通免許等)を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ① 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 ② もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 ③ 機械質量 3 t 未満のトラクタ(ホイール型)・トラクタショベル(ホイール型)・バックホウ(ホイール型)等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ④ 吊上げ質量 1 t 未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 ⑤ アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 ⑥ 路面清掃車(4 輪式)の運転または操作

職種名	定義・作業内容
運転手 (特殊)	重機械(主として道路交通法第 84 条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの)の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ① 機械質量 3 t 以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬 ② 吊上げ質量 1 t 以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ質量 5 t 以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ③ ロードローラ、タイヤローラ、機械質量 3 t 以上の振動ローラ(自走式)、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め ④ コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 ⑤ 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き ⑥ 路面清掃車(3 輪式)、除雪車等の運転または操作 ⑦ コンクリートポンプ車の運転または操作(筒先作業は除く)

様式-1

1) 工事概要

発注者					
工事名	〇〇〇下水道工事				
工事箇所	〇〇市△△付近				
工期	令和〇年〇月〇日 ~ 令和△年△月△日				
工事内容 (簡潔に)	-管きょ工(布設替え) 内径250mm~500mm L=450.0m				
		施工業者			
		会社名	(株)〇〇建設	所属	〇〇部 〇〇課
		担当者	△△△△△	Eメール	●●●●●@△△△△△.co.jp
		電話	●●●-△△△-△△△△△	FAX	●●●-△△△-△△△△△

2) 調査対象路線の概要(既設管)

1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		20	
本管 番号	施工 種別	分合 流区 分	撤去管		布設(入替)管 (※既設1/2は左遷新 した管種)		現場条件						調査対象1スパン(路線)の施工概要(既設本管のみ:取付管は様式-3)																										
			管種	管径 (呼び 径)	管種	管径 (呼び 径)	昼夜 工事 種別	道路 幅員	架空線 高さ (L:道路よ り)	施工時 交通規制 状況		調査日 (※調査日の 場合は、開 閉を記入)	施工 日数	撤去の 施工 方法	1スパン の布設 (管 きよ) 延長	既設管 掘削幅	仮排水 工	水替え 工	平均 掘削深	平均 土盛り	掘削断面における 撤去管の上管材と の隙間 (※既設管上管から下管方 向)				管基礎仕様				副管										
										作業 時間内	作業 時間外										基礎 種別	コン クリ ート 基 礎 支 承 角 度 (掘削断面 で45度未満 は45度とし て記載)	基礎 厚さ	基礎 幅	有無	種別 (既設の場 合は、標準 不備)													
																											右側	左側	1.有 2.無	1.有 2.無									
																															(mm)	(mm)	(m)	(m)	(m)	(m)	2.無	2.内副管	
1	2	1	1	400	5	400	1	5.0	4.0	1	1	12/1~ 12/15	12	1	35.0	1.05	1	1	2.20	1.70	0.3	0.3	2		0.107	1	2												
1																																							
2																																							
3																																							
4																																							
5																																							
6																																							
7																																							
8																																							
9																																							
10																																							

※各設問に対する選択肢

設問1	下記番号から選択
施工種別	1 撤去のみ(ルート変更含む)
	2 同一掘削断面での管きょ入替(撤去・布設)
設問2	下記番号から選択
分合流	1 分流汚水
	2 分流雨水
	3 合流

設問3	下記番号から選択 (その他は管種を記入)
管種	1 鉄筋コンクリート管
	2 鉄筋コンクリート卵形管
	3 台付鉄筋コンクリート管
	4 硬質塩化ビニル管
	5 強化プラスチック複合管
	6 硬質塩化ビニル卵形管
	7 レジンコンクリート管
	8 リブ付硬質塩化ビニル管
	9 その他(管種を記入)

設問4	下記番号から選択
昼夜別工事	1 昼間
	2 夜間
	3 昼夜間連続

設問5	下記番号から選択
作業時間	1 全断面掘削機による掘削
交通規制	2 片側交互通行
掘削状況	3 車線規制
	4 その他(規制種別を記入)
	1 交通規制を解除し全断面掘削機による掘削
	2 交通規制を一部解除し掘削機による掘削
	3 交通規制を解除しない

設問6	下記番号から選択
施工方法	1 掘削完了後に一括撤去
	2 1日施工分毎に撤去
	3 その他(施工方法を記入)

設問7	下記番号から選択 (「4」を選択した場合、支承角度も記入)
基礎種別	1 砂基礎
	2 砕石基礎
	3 注しこ鋼木基礎
	4 コンクリート基礎
	5 まくら土台基礎
	6 コクリートまくら土台基礎
	7 鳥居鋼木基礎
	8 その他(基礎種別を記入)

様式ー2(その1)

3)既設管撤去工

様式ー2(その2)

3)既設管撤去工

本 番 号	番 号	撤去管		他企業埋設物(既設管掘削断面にあるもの)						土留め工の施工内容										既設管撤去時の配置人員及び実施時間 (掘削・底付等の土工作業及び既設管基礎撤去、取付管切断・撤去等に係る時間は除く)																		既設管撤去時の使用建設機械										各作業時に使用する器具 及び材料並びに使用量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		管 種	管 径	管 径 延長 (m)	埋設物の有無	埋設物の防壁	既設管の掘削断面 底内にある埋設物状況 (掘削・併走)	その他埋設物情報 (企業名、管径等)	土留め工法	矢板種別 (型式)	支保工の段数 (段)	掘削寸法の寸法 (mm)	掘削高さ (mm)	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質		掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	掘削土質	

様式－3(その1)

4) 取付管撤去工

様式－3(その2)

4) 取付管撤去工

本管 番号	番号	取付管1箇所あたり																																													
		調査対象スパンに接続する取付管の施工概要							土留め工の施工内容					取付管撤去時の配置人員及び実働時間																																	
		取付管 管径	取付管 管径 延長	取付管 延長	本管 土被り	山留の 有無 1.有り 2.無し	土留め 工法	矢板 種別 (型式)	支保工 の段数 (段)	腹起し 材の寸 法 (mm)	覆工の有無 1.有 2.無	掘削 方法	掘削 地山の 土質	取付管撤去 方法	作業 時間 (分)	取付管切断・破砕作業時						取付管吊り上げ撤去作業時										取付管切断・破砕作業時															
																土木一般世話役				普通作業員		特殊作業員		その他職種を記入		その他職種を記入		作業 時間 (分)	土木一般世話役		普通作業員		特殊作業員		その他職種を記入		その他職種を記入		使用機械 名称	使用 台数 (台)	取付管掘 削機械と の対応 1.兼用 2.変更						
																人数	稼働 時間	人数	稼働 時間	人数	稼働 時間	人数	稼働 時間	人数	稼働 時間	人数	稼働 時間		人数	稼働 時間	人数	稼働 時間	人数	稼働 時間	人数	稼働 時間	人数	稼働 時間									
																人数	稼働 時間	人数	稼働 時間	人数	稼働 時間	人数	稼働 時間	人数	稼働 時間	人数	稼働 時間		人数	稼働 時間	人数	稼働 時間	人数	稼働 時間	人数	稼働 時間	人数	稼働 時間				人数	稼働 時間				
1	1	4	150	2.0	1.0	2	7				2	1	1	2	20	1	人	20	分	1	人	20	分	人	分	人	分	人	分	60	1	人	60	分	1	人	60	分	人	分	人	分	人	分	パイプ カッター	1	1
																		人	分	人	分	人	分	人	分	人	分	人	分			人	分	人	分	人	分	人	分	人	分						
																		人	分	人	分	人	分	人	分	人	分	人	分			人	分	人	分	人	分	人	分	人	分						
																		人	分	人	分	人	分	人	分	人	分	人	分			人	分	人	分	人	分	人	分	人	分						
																		人	分	人	分	人	分	人	分	人	分	人	分			人	分	人	分	人	分	人	分	人	分						
																		人	分	人	分	人	分	人	分	人	分	人	分			人	分	人	分	人	分	人	分	人	分						
																		人	分	人	分	人	分	人	分	人	分	人	分			人	分	人	分	人	分	人	分	人	分						
																		人	分	人	分	人	分	人	分	人	分	人	分			人	分	人	分	人	分	人	分	人	分						
																		人	分	人	分	人	分	人	分	人	分	人	分			人	分	人	分	人	分	人	分	人	分						
																		人	分	人	分	人	分	人	分	人	分	人	分			人	分	人	分	人	分	人	分	人	分						
																		人	分	人	分	人	分	人	分	人	分	人	分			人	分	人	分	人	分	人	分	人	分						

※各設間に対する選択肢

設間53	下記番号から選択 (その他は管種を記入)
1	鉄筋コンクリート管
2	鉄筋コンクリート卵形管
3	合付鉄筋コンクリート管
4	硬質塩化ビニル管
5	強化プラスチック複合管
6	硬質塩化ビニル卵形管
7	レジンコンクリート管
8	リブ付硬質塩化ビニル管
9	その他(管種を記入)

設間57	下記番号から選択
1	たて込み簡易土留
2	軽量鋼矢板土留
3	アルミ矢板土留
4	木矢板土留
5	親杭横矢板土留
6	鋼矢板土留
7	土留め無し

設間62	下記番号から選択
1	人力
2	機械
3	人力及び機械

設間63	下記番号から選択 (その他は土質等を記入)
1	粘性土(シルト含む)
2	砂質土
3	改良土
4	砕石
5	その他(土質等を記入)

設間64	下記番号から選択(その他は撤去方法を記入)
1	取付管を露出させ取付管単独で破砕撤去した場合(機械)
2	取付管を露出させ取付管単独で切断撤去した場合(機械)
3	掘削時に取付管と一緒に破砕撤去した場合(機械)
4	取付管を露出させ取付管単独で破砕撤去した場合(人力)
5	取付管を露出させ取付管単独で切断撤去した場合(人力)
6	掘削時に取付管と一緒に破砕撤去した場合(人力)
7	その他(撤去方法を記入)

※各設間に対する選択

設間78	下記番号から選択
1	バックホウ クレーン
2	トラッククレーン油圧
3	ラフテレーンクレーン
4	クレーン装置付トラ
5	その他(使用機械を

取付管撤去時の使用建設機械									各作業時に使用する器具 及び雑材料及び使用量	
取付管吊り上げ撤去作業時								撤去作業時		
機械 種別	排出 基準	(バックホウ の場合) 山積み能力	吊り上げ能 力	使用機械 名称	機械の 保有 状況	使用 台数	作業帯 の幅 (最大)			
					1.自社 2.リース				(台)	(m)
1	1	0.45	m3	2.9t	吊	コマツ PC128	1	1	3.5	ハンドブレイカー、ワイヤー ロープ10mmφ3m 2本
			m3		吊					
			m3		吊					
			m3		吊					
			m3		吊					
			m3		吊					
			m3		吊					
			m3		吊					
			m3		吊					
			m3		吊					
			m3		吊					
			m3		吊					
			m3		吊					
			m3		吊					

設

ン装置付
ン伸縮ジブ型
ン油圧伸縮ジブ型
ック(ユニック)
ニ記入)

設間78		下記番号から選択	
排 出 基 準	1	第1次 排出基準	
	2	第2次 排出基準	
	3	第3次 排出基準	
	4	2011年 排出基準	
	5	2014年 排出基準	
	6	排出基準不明	
	7	未対策型	

様式-4

本管番号	番号	管 種（上段：既設、下段：新設）	管径（呼び径）
1	1	鉄筋コンクリート管	φ400
		硬質塩化ビニル管	φ400

開削工事（管撤去、布設替工事） 施工時間記入用紙

1	ページ
---	-----

1) 開削工事施工時間記入用紙

※該当箇所には数字の「10」を入力すること。（「10」の入力でセルに色が付く設定になっている）

時間 時間記入項目		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	時間 小計	特 記
		19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7		
1 管 項 目 布 設 工 業	管路掘削工														60 分	
	土留め工														60 分	
	仮排水設置・撤去工														40 分	設置:20分、撤去:20分
	仮排水工														440 分	
	既設管(本管)基礎撤去工														60 分	
	既設管(本管)撤去工														60 分	切断:40分、吊上:20分
	取付管掘削														40 分	
	取付管撤去工														50 分	切断:20分、吊上:30分
	人孔坑口処理工														30 分	
	布設(入替)管基礎工														70 分	
	布設(入替)管布設工														50 分	
	取付管布設工														30 分	
	管路埋戻し工														50 分	
	付帯工														40 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
2 建 設 機 械	バックホウ装置付														360 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
3 始 業 時 間	作業指示														10 分	
	KY活動														10 分	
	準備体操														10 分	
	作業準備														10 分	
	資材積込														10 分	
	会社又は資材庫に集まって現場へ移動														10 分	
	ICT機器の保守点検														0 分	
	機械点検等														0 分	
	待機														0 分	
	自由記入														0 分	
4 休 憩 時 間	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	午前休憩														20 分	
	昼休憩														60 分	
	午後休憩														20 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
5 終 業 時 間	後片付け														10 分	
	現場から会社又は資材庫へ移動														10 分	
	資材取卸														10 分	
	翌日作業指示														10 分	
	ICT機器の保守点検														0 分	
	機器点検等														0 分	
	待機														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
現 場 拘 束															540 分	

1 作業時間は10分単位で記入すること。

2 時間について、上段は昼間施工、下段は夜間施工を示す。

3 「その他①」、「その他②」に該当する工種がある場合は、具体的な作業内容を「下段」に記入すること。

4 地下埋設物などの影響で予想以上に作業時間が経過した場合等、作業時間に大きく影響する事情があれば、特記欄に記入すること。

5 時間小計には、表中に記載した時間の合計が表示される。

6 各工種の準備作業、小運搬等は、それぞれの工種に含めて計上すること。

7 建設機械は、「管撤去工」に使用した機種名を記入し、1日の使用時間を全て記入すること。なお、管撤去工で使用していない機械は記入しなくてよい。

※ この施工時間記入用紙は、様式-2の調査日毎に記入すること。

※ 調査日が複数日となる場合、この用紙を複写して使用すること。その際左上の欄に様式2の左側の本管番号と番号を記載すること。

様式-4

本管番号	番号	管 種（上段：既設、下段：新設）	管径（呼び径）
1	2	鉄筋コンクリート管	φ400
		硬質塩化ビニル管	φ400

開削工事（管撤去、布設替工事） 施工時間記入用紙

2	ページ
---	-----

1) 開削工事施工時間記入用紙

※該当箇所には数字の「10」を入力すること。（「10」の入力でセルに色が付く設定になっている）

時間 時間記入項目		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	時間 小計	特 記
		19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7		
開削工事	管路掘削工														60 分	
	土留め工														60 分	
	仮排水設置・撤去工														40 分	設置:20分、撤去:20分
	仮排水工														440 分	
	既設管(本管)基礎撤去工														50 分	
	既設管(本管)撤去工														50 分	切断:30分、吊上:20分
	取付管掘削														40 分	
	取付管撤去工														50 分	切断:20分、吊上:30分
	人孔坑口処理工														30 分	
	布設(入替)管基礎工														70 分	
	布設(入替)管布設工														50 分	
	取付管布設工														30 分	
	管路埋戻し工														50 分	
	付帯工														40 分	
	その他作業														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
建設機械	バックホウ装置付														360 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
作業時	作業指示														10 分	
	KY活動														10 分	
	準備体操														10 分	
	作業準備														10 分	
	資材積込														10 分	
	会社又は資材庫に集まって現場へ移動														10 分	
	ICT機器の保守点検														0 分	
	機械点検等														0 分	
	待機														0 分	
	自由記入														0 分	
休憩	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	午前休憩														20 分	
	昼休憩														60 分	
	午後休憩														20 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	後片付け														10 分	
	現場から会社又は資材庫へ移動														10 分	
	資材取卸														10 分	
終業時	翌日作業指示														10 分	
	ICT機器の保守点検														0 分	
	機器点検等														0 分	
	待機														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
現 場 拘 束															540 分	

1 作業時間は10分単位で記入すること。

2 時間について、上段は昼間施工、下段は夜間施工を示す。

3 「その他①」、「その他②」に該当する工種がある場合は、具体的な作業内容を「下段」に記入すること。

4 地下埋設物などの影響で予想以上に作業時間が経過した場合等、作業時間に大きく影響する事情があれば、特記欄に記入すること。

5 時間小計には、表中に記載した時間の合計が表示される。

6 各工種の準備作業、小運搬等は、それぞれの工種に含めて計上すること。

7 建設機械は、「管撤去工」に使用した機種名を記入し、1日の使用時間を全て記入すること。なお、管撤去工で使用していない機械は記入しなくてよい。

※ この施工時間記入用紙は、様式-2の調査日毎に記入すること。

※ 調査日が複数日となる場合、この用紙を複写して使用すること。その際左上の欄に様式2の左側の本管番号と番号を記載すること。

様式-4			
本管番号	番号	管 種（上段：既設、下段：新設）	管径（呼び径）
1	3	鉄筋コンクリート管	φ400
		硬質塩化ビニル管	φ400

開削工事（管撤去、布設替工事） 施工時間記入用紙

3	ページ
---	-----

1) 開削工事施工時間記入用紙

※該当箇所には数字の「10」を入力すること。（「10」の入力でセルに色が付く設定になっている）

時間 時間記入項目		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	時間 小計	特 記
		19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7		
管 布 設 工 業 項 目	管路掘削工														60 分	
	土留め工														60 分	
	仮排水設置・撤去工														40 分	設置:20分、撤去:20分
	仮排水工														440 分	
	既設管(本管)基礎撤去工														60 分	
	既設管(本管)撤去工														70 分	切断:50分、吊上:20分
	取付管掘削														40 分	
	取付管撤去工														50 分	切断:20分、吊上:30分
	人孔坑口処理工														40 分	
	布設(入替)管基礎工														60 分	
	布設(入替)管布設工														50 分	
	取付管布設工														30 分	
	管路埋戻し工														50 分	
	付帯工														40 分	
	その他作業														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
建 設 機 械	バックホウ装置付														360 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
始 業 時	作業指示														10 分	
	KY活動														10 分	
	準備体操														10 分	
	作業準備														10 分	
	資材積込														10 分	
	会社又は資材庫に集まって現場へ移動														10 分	
	ICT機器の保守点検														0 分	
	機械点検等														0 分	
	その他作業														0 分	
	自由記入														0 分	
休 憩 時	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	午前休憩														20 分	
	昼休憩														60 分	
	午後休憩														20 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
終 業 時	後片付け														10 分	
	現場から会社又は資材庫へ移動														10 分	
	資材取卸														10 分	
	翌日作業指示														10 分	
	ICT機器の保守点検														0 分	
	機器点検等														0 分	
	その他作業														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
	自由記入														0 分	
現 場 拘 束															540 分	

- 1 作業時間は10分単位で記入すること。
- 2 時間について、上段は昼間施工、下段は夜間施工を示す。
- 3 「その他①」、「その他②」に該当する工種がある場合は、具体的な作業内容を「下段」に記入すること。
- 4 地下埋設物などの影響で予想以上に作業時間が経過した場合等、作業時間に大きく影響する事情があれば、特記欄に記入すること。
- 5 時間小計には、表中に記載した時間の合計が表示される。
- 6 各工種の準備作業、小運搬等は、それぞれの工種に含めて計上すること。
- 7 建設機械は、「管撤去工」に使用した機種名を記入し、1日の使用時間を全て記入すること。なお、管撤去工で使用していない機械は記入しなくてよい。

※ この施工時間記入用紙は、様式-2の調査日毎に記入すること。

※ 調査日が複数日となる場合、この用紙を複写して使用すること。その際左上の欄に様式2の左側の本管番号と番号を記載すること。

様式-5
各作業における作業人員の作業内容

記入例

様式番号	設問番号	項目	作業人員名称	作業内容	備考
様式-2	36	破既 砕設 作管 業切 時断	土木一般世話役	現場での指揮	
	37		普通作業員	サンダーを用いた管切断作業	
	38		特殊作業員		
	39				
	40				
	42	撤吊既 去り設 作上管 業上げ 時	土木一般世話役	現場での指揮	
	43		普通作業員	玉掛け作業	
	44		特殊作業員		
	45				
	46				
様式-3	66	破取 砕付 作管 業切 時断	土木一般世話役	現場での指揮	
	67		普通作業員	サンダーを用いた管切断作業	
	68		特殊作業員		
	69		クレーン付きバックホウ等による吊り上げ作業やブレーカーによる破砕作業は運転手(特殊)が行うが、運転労務が実施する作業のためここには記入しないこと		
	70				
	72	撤吊取 去り付 作上管 業上げ 時	土木一般世話役	現場での指揮	
	73		普通作業員	玉掛け作業	
	74		特殊作業員		
	75				
	76				

※クレーン付きバックホウ等による吊り上げ作業やブレーカーによる破砕作業は運転手(特殊)が行うが、運転労務が実施する作業のためここには記入しないこと

土木工事書類一覧表

分類	提出書類	根拠法令等	発注者 へ提出	完成検査 提示	提出	様式	備考
① 契約関係	契約書	建設業法第18条、第19条	○				
	仲裁合意書	契約書第52条	○			○	
	契約保証金に関する書類	契約規則43条～45条	○				請負代金額が500万円以上の場合のみ該当
	建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づく書面	建設リサイクル法第13条及び省令第4条	○			○	該当する場合のみ ※契約書に綴じ込み
	誓約書(元請分)	京田辺市暴力団排除条例第12条第5項	○			○	請負代金額が150万円以上の場合のみ該当
	現場代理人等(変更)通知書	契約書第10条1項	○			○	
	経歴書		○			○	
	現場代理人兼任届	契約書第10条3項	○			○	該当する場合のみ
	技術者の専任を要する工事の兼任届	契約書第10条3項	○			○	該当する場合のみ
	請負代金内訳書	契約書第3条1項	○			○	
	工事工程表	契約書第3条1項	○			○	
	工事着手届		○			○	
	建退共掛金収納書	共通仕様書1-1-1-44	○			○	参考様式を市HPに掲載。 提出出来ない場合は理由を書面で提出する。
	課税事業者届出書		○			○	課税事業者のみ提出
	免税事業者届出書		○			○	免税事業者のみ提出
	下請予定調書		○			○	監理技術者の確認のために求めるもの。 下請施工の総額を概算で記入。
	火災保険、建設保険その他工事施工に伴う保険証券の写し		○				必要に応じて
	その他市長が必要と認める書類		○				必要に応じて
	前払金請求書	契約書第34条1項	○			○	前払金を請求する場合のみ提出 ※保証会社の保証証書2部と合わせて提出。
	工事完成届	契約書第31条1項	○			○	
	工事目的物引渡書	契約書第31条4項	○			○	
	請求書	契約書第32条1項	○			○	
	(指定部分に係る)工事完成届	契約書第38条1項	○			○	
	(指定部分に係る)工事目的物引渡書	契約書第38条1項	○			○	
	(指定部分に係る)請求書	契約書第38条1項	○			○	
	工事出来高届	契約書第37条2項	○			○	
	工事出来高内訳書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-25	○			○	
	出来高図、数量計算書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-25	○				
	請求書	契約書第37条5項	○			○	
	補修(改造)命令書	契約書第31条6項				○	
	補修(改造)工事完成届	契約書第31条6項	○			○	
	部分使用承諾願(書)	契約書第33条1項				○	部分使用がある場合に提出する。
	工事延期願	契約書第18条～22条	○			○	工期延期が発生する場合に提出する。
② 工事着手前	工事実績情報サービス(CORINS)登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-5		○			請負代金額が500万円以上の場合のみ該当 登録内容確認書を監督職員に提示する。
	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4	○		○		軽微な場合の変更施工計画書は提出不要。 (工期や数量のみの変更の場合)
	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-13	○		○		下請契約がある場合に提出する。
	施工体系図	共通仕様書1-1-1-13	○		○		下請契約がある場合に提出する。
	誓約書の写し(下請分)	京田辺市暴力団排除条例第12条第5項	○		○		請負代金額が150万円以上の場合のみ該当。 施工体制台帳に各誓約書の写しを添付
	設計図書の照査確認資料	共通仕様書1-1-1-3	○		○		契約書第18条第1項1～5号に該当する事実が有る無しに関わらず、監督職員に提出する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと。)
	事前測量結果資料	共通仕様書1-1-1-41	○		○		
	工事打合簿(指示)				○	○	発注者が2部作成し、1部ずつ保管。
③ 工事中	工事打合簿(協議、承諾)		○		○	○	発注者と受注者間でのやり取りがある協議などの場合は、資料2部を提出し、1部返却し、双方が1部ずつ保管。
	工事打合簿(提出、報告、通知、届出)		○		○	○	
	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書(実施書) (建設副産物を搬入、搬出する場合)	共通仕様書1-1-1-22	○		○		該当する再生資源がある場合、計画書は、施工計画書に含めて提出する。電子データは別途提出する。建設副産物情報交換システムを利用した場合は、電子データの提出は不要。
	建設発生土処理計画書 建設発生土処理報告書	共通仕様書1-1-1-22	○		○		計画書は、施工計画書に含めて提出する。
	処理委託契約書の写し	共通仕様書1-1-1-22		○			
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-22		○			産業廃棄物がある場合に検査時に提示する。

土木工事書類一覧表

分類	提出書類	根拠法令等	発注者 へ提出	完成検査		様式	備考
				提示	提出		
	運搬管理表	共通仕様書1-1-1-36	○		○	○	対象：契約図書にある建設副産物（建設発生土、産業廃棄物）等の運搬作業 廃棄物の種類ごとに分類する。 ※現着購入資材の現場までの運搬は対象外 ※現場内の運搬は対象外
	関係官公庁協議資料	共通仕様書1-1-1-39	○		○		関係官公庁と協議が必要な場合に届出後の書類を提出する。（届出前の事前資料は提出不要）
	材料確認簿	共通仕様書第2編1-2	○		○	○	
	材料品質証明資料（材料承諾願）	共通仕様書第2編1-1.2		○			設計図書で提出を求められているものについては、監督職員に提出。
	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4	○		○	○	契約図書で規定された場合のみ対象。
	確認・立会書	共通仕様書3-1-1-4	○		○	○	
	段階確認・立会時の資料	共通仕様書3-1-1-4	○		○		監督職員等が臨場していれば、立会・確認の写真是不要。 完成検査時の提出書類は、監督職員の保管書類。
	工事履行報告書	契約書第11条 共通仕様書1-1-1-28	○		○	○	月報報告。
④安全管理	安全・訓練報告書	共通仕様書1-1-1-30		○			具体的な実施計画は、施工計画書に記載する。
	安全訓練実施資料			○			
	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-33	○		○	○	速報は、口頭で連絡する。
	災害防止協議会活動記録			○			
	店社/パトロール実施記録	土木工事安全施工技術指針・労働安全衛生法 他		○			
	安全巡視、TBM、KY実施記録			○			
	新規入場者教育実施記録			○			
	使用機械、車両点検記録			○			
	建設機械施工安全技術指針			○			
⑤ 施工管理	工程管理 出来形管理	実施工程表	共通仕様書1-1-1-27	○		○	○
		出来形成果表	共通仕様書3-1-1-5	○		○	出来形測量を基に出来形数量を算出し、最終設計値と実測値を対比する。
		出来形図	共通仕様書3-1-1-5	○		○	
		出来形管理図表	共通仕様書3-1-1-5、1-1-1-24	○		○	測点数が5点未満の場合は作成不要
	品質管理	各種試験データ資料	共通仕様書1-1-1-24	○		○	
		品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24	○		○	測点数が5点未満の場合は作成不要
		ヒストグラム（品質）	共通仕様書1-1-1-24	○		○	測点数が5点未満の場合は作成不要（ただし、特殊な場合（ダムコンクリート等）を除く）
	写真管理	工事写真	共通仕様書1-1-1-24	○		○	
⑥支給品、 貸与品、現場発生品	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-20	○				支給品がある場合に提出する。
	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-21	○			○	現場発生品がある場合に提出する。
	支給材料受領書（貸与品借用書）	契約書第15条3項	○			○	支給品を受領した場合に提出する。
⑦その他	材料納入伝票	共通仕様書第2編1-1.2 契約書第13条		○			監督職員が提出を求めた場合のみ提出、それ以外の場合は提示。 交通誘導員は有資格者が必要な場合は資格証の写しを提出、伝票は提示。
	建退共運営実績報告書	共通仕様書1-1-1-44	○		○	○	実績報告： ①率で購入し、当初契約額が3千万円未満の場合：実績報告書(A) ②計画で購入又は当初契約額が3千万円以上の場合：実績報告書(A)及び(B)
	建退共証紙受払資料	共通仕様書1-1-1-44		○			受払簿、出面表、辞退届については検査時に提示する。
	社内検査報告書			○			
	創意工夫に関する説明資料		○		○		創意工夫を実施すれば提出できる。

令和8年9月 日

(あて先) 上下水道部経営管理室

業 者 名

電話番号

質 問 書

工事（業務）名 令和8年度 公共下水道三山木七瀬川地区管路改築更新工事

上記工事（業務）の見積資料について、下記のとおり質問します。

記

質問内容

- ・ 締切り 令和8年9月11日（金）正午まで
- ・ 提出先 入札担当課 上下水道部 経営管理室

※提出がない場合は、質問事項無しとして取り扱います。

提出方法は、入札担当課まで直接持参の上、提出されるか、若しくは、Word データを電子メールにて提出してください。なお、電子メールで提出した場合は、受領確認の電話連絡をお願いします。

質問書送信先メールアドレス : suido@city.kyotanabe.lg.jp （経営管理室）

質問書受領確認電話番号 : 0774-62-0414 （経営管理室）

- ・ 回 答 令和8年9月16日（水） 13時以降
入札情報公開システムに掲載します。